

## 仕様書

### 1 件名

糖尿病性腎症重症化予防等事業

### 2 概要

我孫子市（以下「甲」という。）は、糖尿病性腎症の重症化の予防が必要と思われる被保険者に対する保健指導等及び生活習慣病治療中断者に対する医療機関への受診勧奨を行う「我孫子市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防等事業」（以下「重症化予防事業」という。）を、専門性を有する事業者（以下「乙」という。）へ委託し、実施する。

### 3 事業内容

(1) 本事業における提供内容は、以下のとおりとする。

ア 糖尿病性腎症重症化予防指導（以下「指導」という。）

糖尿病性腎症の重症化の予防が必要と思われる被保険者に対し、適切な医療を受けるように受診勧奨通知を送付するとともに、指導対象者自身が自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的かつ効果的に行うことができる個別の支援計画を提供するとともに、指導対象者に対して服薬管理、食事療法、運動療法等の当該指導期間の生活全般に係るマネジメントを行う。

イ 受診勧奨

特定健診の結果、糖尿病性腎症の治療が必要にもかかわらず未治療又は治療中断中である者が適切に医療を受けるように受診勧奨通知を送付する。

ウ 生活習慣病治療中断者受診勧奨（以下「中断者勧奨」という。）

生活習慣病の治療が必要にもかかわらず治療中断中と考えられる被保険者が、適切に医療を受けるように受診勧奨通知を送付する。

エ 事業プログラムの作成

乙は甲と協議の上、事業実施について事業の全体像を記したプログラム（以下「事業プログラム」という。）を作成する。事業に際し、「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」（平成25年4月厚生労働省健康局）（以下「標準的なプログラム」という。）を十分に留意することとし、事業プログラムは糖尿病性腎症の重症化予防に効果がある内容とすること。

なお、事業プログラムを実施するに当たり、使用する資材、教材及び

機材は事前に提出の上、内容及び使用方法等について甲と調整すること。

#### オ サポートデスクの設置

指導対象者及び中断者勧奨対象者（以下、「対象者」という。）から寄せられる指導及び中断者勧奨に関する問い合わせについて専門スタッフによる電話対応を行う。

#### カ 報告書の作成

指導及び中断者勧奨開始より報告書を作成する。報告書の様式及び提出時期は事業プログラム作成時に甲と協議の上定めるものとする。また、報告を要する事案が発生した場合には、随時当該事案について報告書を提出するものとする。

#### (2) 評価

本事業の実施による効果分析を行うため、最終面談終了後速やかに指導及び中断者勧奨の評価を行い、評価結果を甲へ提出する。また、評価は対象者ごとに行うこととする。

(3) 本事業の詳細は、「別紙1 糖尿病性腎症重症化予防指導」、「別紙2 生活習慣病治療中断者受診勧奨」のとおりとし、対象予定者（概算）数は、「別紙3 本事業の詳細」に定められた人数とする。

(4) 本事業に係る対象者の医療費及び移動手段に必要な費用は自己負担とする。乙は、本事業に係る必要経費を全て委託料に含めることとする。

### 4 納品物の確認

乙は、以下に定める納品物を甲へ納品する。様式は全て甲・乙協議の上決定することとする。

#### (1) 月次報告書

サポートデスクに寄せられた意見は速やかに報告する。

#### (2) 実施連絡票

本事業の実施に当たり連絡票を作成する。対象者に対して指導等を行った場合には、速やかに甲へ実施内容を報告することとする。

#### (3) 事業評価

対象者への本事業終了後に事業評価を行う。指導対象者個々人について当該対象者の指導終了月の翌月末を目処に提出すること。

#### (4) 中断連絡票

指導が中断する場合は、中断の理由等を速やかに甲へ報告すること。

#### (5) 事故報告書

事故等が発生した場合は、甲へ速やかに報告すること。

## 5 履行期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

## 6 支払方法

支払いは、引渡し完了分に対して適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。委託代金内訳に揚げる契約目的物の単価に引渡し完了分の数量を乗じて得た金額に消費税相当額を加算した額を支払う。その金額に 1 円未満の端数が生じたときは、各項目においてその端数を切り捨てる。

## 7 個人情報の取扱い

乙は、「我孫子市個人情報取扱特記事項」のとおり、業務上知り得た事項について、他に漏らし又はこれを利用してはならない。また、第三者に提供及び利用させてはならない。

## 8 データ及び記録の保管管理

### (1) 支給品及び貸与品（入力帳票・データ等含む）

本事業の対象者リストを契約締結後に貸与する。リストの項目及び媒体については甲乙協議の上決定することとする。

### (2) 支給品、貸与品及び成果品の授受上の留意事項

個人情報に記載されたもの及び我孫子市公印規則に規定された公印が押印された又は摺込まれたものを搬送する場合は、施錠可能な貨物室を装備した輸送車を使用し、貨物室を施錠すること。

### (3) 複写・複製の禁止の解除

必要が生じたときは、甲の指示を受けるものとする。

### (4) 廃棄の指示

乙が作成した本事業に関連する全ての情報の記録等については、委託契約期間終了後、甲の管理のもと乙の責任において完全に消去するものとする。また、文書作成において誤字及び汚損等が生じたときは、その都度甲の指示により、乙の負担において原則焼却処分するものとする。

### (5) データ保護上の留意事項（安全対策を含む）

防災保管庫への保管、別施設への保管又はそれと同程度の保管を必要とする。

## 9 対象者への対応

### (1) 指導中断者への催促

ア 指導への参加申込を行ったまま連絡がない者、及び初回の面談による支

援の後に連絡がとれない者に対して、状況を把握するとともに指導の継続に向けた調整を行う。

イ 国民健康保険の資格喪失、転居及びその他やむを得ない理由により指導への参加を中断する者について、状況把握後速やかに甲へ報告する。

(2) 対象者からの苦情及び事故対応

対象者から苦情が寄せられた場合や事故が発生した場合は、甲に速やかに報告する。また、苦情又は事故に係る記録をし、甲に提出する。

10 人員体制

乙は、本事業に際し、対象者数に見合った十分な自社と雇用契約を結んだ専門人材（糖尿病の臨床経験、また栄養管理等携わった現場経験豊富な専門職〔医師・保健師・看護師・管理栄養士〕）を配置すること。また、本事業に従事する全ての者については「標準的なプログラム」を遵守し、十分な教育体制を整えること。なお、重症化予防事業に携わる看護職（保健師・看護師）は循環器系もしくは糖尿病系の臨床現場経験3年以上とする。

11 法令遵守

当該業務に関連する法令（労働基準関連法令等）について遵守すること。

12 協議

本記載に定めのない事項その他本記載内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、円満に解決を図るものとする。

(別紙1)

### 「糖尿病性腎症重症化予防指導」の詳細

- 1 甲は、直近の KDB データ等から指導対象者及び受診勧奨対象者を特定し乙に提供する。乙は、指導対象者への指導において以下の場合、甲へ速やかに報告し指導の継続について指示を仰ぐ。
  - ア 生活習慣を起因としていない糖尿病患者
  - イ 対象者として適切でない者（腎臓移植をした可能性がある者、既に国民健康保険の資格を喪失している者等）
  - ウ がん、難病、精神疾患、認知症等の指導に適さない者
  - エ その他特別な事情を有する場合（かかりつけ医が我孫子市医師会外の医療機関だった場合を含む）
  
- 2 参加募集

乙は、甲から提供される指導対象者リストを基に、指導対象者に対して指導への参加募集を行う。

  - (1) 乙は指導対象者に下記の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（以下予防プログラム）という。）参加案内文書等を送付する。
    - ア 「予防プログラム」案内書
    - イ かかりつけ医向け協力願い書
    - ウ かかりつけ医向け生活指導内容の確認書
    - エ 「予防プログラム」参加同意書

※ 使用する文書、テキストや教材等の内容については甲と協議の上決定する。
  - (2) 指導対象者は、乙から「予防プログラム」参加案内文書等を受け取る。
  - (3) 指導対象者から同意が得られた場合は、乙は対象者から同意文書が受領する。
  - (4) 指導対象者は、かかりつけ医に指導参加について協力依頼をする。
  - (5) 指導対象者は、かかりつけ医に生活指導内容の確認書への記入を依頼する（甲と協議の上実施の是非を決定）。
  - (6) 乙は同意者に電話し、面談日と面談場所を取り決めアポイントメントをとる。
  - (7) 上記行程を経て指導対象者を甲の指定人数に調整する。
  - (8) 面談日決定後、指導を開始する。
  
- 3 保健指導の実施

- (1) 保健指導の実施に当たり、対象者のニーズに沿った個別の支援計画を作成する。(指導参加者1人に対し、原則6か月間指導する。)
- (2) 指導対象者の身体状況・食生活・運動・メンタル等の生活習慣について面談前にアセスメント調査を行い回収する。なお、アセスメント調査の調査項目については、甲と協議の上回答しやすいよう工夫すること。
- (3) 乙は、個人別アセスメント調査結果に基づき、個別の支援目標を立て事業を実施すること。
- (4) 指導は、初回面談、中間支援等(面談、電話又は手紙等による支援を月1回から2回程度実施すること。)とし、別紙3「面談等の回数」で定める指導により対象者のニーズに沿った形式で支援する。指導内容は、甲と協議の上決定すること。ただし、途中中断者の指導は別とする。
- (5) 各面談は原則訪問とする。ただし、訪問の場所は対象者のニーズに沿った形式とし、甲と協議の上別途定めた会場に変えることができる。なお、面談会場は対象者の利便を考慮し甲が用意するものとする。備品、消耗品等及びプログラム実施期間中に発生するモニタリングツール・指導ツール等の経費は、乙が委託料に計上した費用から負担すること。参加者が期間をとおして初回の目標が達成できるようなモニタリングツール(腹囲測定用メジャー・歩数計等)については、甲と協議の上用意すること。
- (6) 服薬管理について指導する
  - ア 医師からの服薬管理指導の有無及び指導内容を確認する。
  - イ 重複がないか、また適正に服薬されているか確認する。
- (7) 食事療法によるカロリー摂取量の制限及び血糖コントロールを指導する。
  - ア 1週間分の食事記録をモニタリングする。
  - イ 摂取カロリーを把握する。
  - ウ 脂質・たんぱく質・炭水化物等の摂取量を分析し、糖尿病性(腎症)の病期に合わせて指導する。
- (8) 血糖コントロール、インスリン抵抗性及び脂質代謝の運動療法により指導する。
- (9) 対象者の家族をも含めた生活習慣を改善指導する。
- (10) 初回面談時に詳細なヒアリングを実施し、対象者個人の状況に適したプランを作成する。
- (11) 上記(6)~(10)の指導において、かかりつけ医との良好な関係を築き、指導内容についての報告を行い、必要に応じて相談を行うものとする。
- (12) 指導に従事する者は、糖尿病の臨床経験、栄養管理等に携わった現場

経験豊かな専門職とする。

- (13) 乙は、脱落する者がないように指導の通知、電話、メールを出す等、創意工夫すること。
- (14) 指導を途中で断念する参加者へのアプローチについて、手法の検討及び指導の実施を甲と協議するとともに、指導中断者への情報提供のあり方やアプローチの方法について分析・検討し、指導が中断されることのないように業務を実施すること。

#### 4 受診勧奨の実施

- (1) 甲は、勧奨対象者リストを乙へ提供する。
- (2) 乙は、糖尿病等の発症予測を含めた訴求力の高い医療機関受診勧奨通知書案を作成し、甲に提出する。  
※通知及び対象者へ提供する教材等の内容については、甲と協議の上決定すること。
- (3) 乙は、医療機関受診勧奨通知書を対象者に送付する。
- (4) 必要な消耗品等の経費は、乙が委託料に計上した費用から負担すること。

#### 5 人員体制

面談、電話及び手紙等について、対象者数に見合った十分な専門人材を配置すること。

#### 6 サポートデスク

対象者に送付する案内文書等にフリーダイヤル番号を記載し、問い合わせに対応すること。

サポートデスクは、原則午前9時から午後5時までの間対応すること。

サポートデスクは、対象者から質問を受けた場合には、簡易な対応が可能なように本事業に関する基礎知識を有する者が従事すること。また、より専門的な内容になったときに、対象者に対して不都合のないような体制が整えられていること。

#### 7 評価

指導が終了した者について事業実施の評価を行う。

- (1) 事業の効果分析及び評価は、指導後に検査データを用いて対象者の客観的な検査値の推移、対象者本人による自己管理や QOL（生活の質）に関する自己評価、指導を行った保健師・看護師・管理栄養士の指導記録により行う。

- (2) 指導期間中に「収縮期血圧、拡張期血圧、血清クレアチニン、eGFR、HbA1c、空腹時血糖」の検査値をかかりつけ医等と連携し、検査値の情報を複数回取得する。
- (3) アンケートによる対象者本人の評価を、指導期間の初回・中間・最終の計3回取得する。
- (4) 保健師・看護師・管理栄養士が対象者の生活習慣をヒアリングし、食事・運動に関する問題点から指導目標の設定を行い、月次で報告する。
- (5) 指導期間終了後、対象者の検査値推移状況表・QOL 状況表・指導記録の報告資料を甲へ提出すること。
- (6) 甲に対して、進捗状況を月単位及び必要に応じて報告すること。

## 8. その他

- (1) 指導実施中、乙は対象者の状況を把握するとともに参加者自身が健康状態を理解し、生活習慣改善のための取組みを継続的に行えるよう阻害因子を明らかにし、適切かつ分かりやすい指導助言に努めること。
- (2) 指導を実施する際は、身分が明らかとなる証を携帯し対象者へ必ず提示すること。
- (3) 対象者からの苦情や意見は、適宜甲へ報告すること。
- (4) 対象者に対して医療機関及び医師等の選択に影響するような発言は厳に慎むこと。
- (5) 対象者へ送付する案内や指導ツール等については、事前に甲の了解を得ること。
- (6) 実施の詳細については、あらかじめ甲と協議するとともに、業務の遂行に当たって疑義が生じた場合は必ず甲の指示を受けて実施すること。
- (7) その他留意事項については「標準的なプログラム」を遵守すること。



(別紙2)

### 「生活習慣病治療中断者受診勧奨」の詳細

#### 1 中断者勧奨対象者集団の特定

甲は、KDB データ等から中断者勧奨対象者（以下「対象者」という。）を特定し乙に提供する。乙は対象者への中断者勧奨において以下の場合、甲へ速やかに報告し継続について指示を仰ぐ。

ア 治療中及びかかりつけ医がいる者

イ 通知対象として適切でない者（精神疾患や難病、がん患者等）

※ アの場合、甲の指示に基づき、別紙1「糖尿病性腎症重症化予防指導」を行うこととする。

#### 2 中断者勧奨の実施

(1) 甲は、対象者リストを乙へ提供する。

(2) 乙は、糖尿病や心血管病の発症予測を含めた訴求力の高い医療機関受診勧奨通知書案を作成し、甲に提出する。

※ 通知及び対象者へ提供する教材等の内容については、甲と協議の上決定すること。

(3) 乙は、医療機関受診勧奨通知書を対象者に送付する。

(4) 必要な消耗品等の経費は、乙が委託料に計上した費用から負担すること。

#### 3 サポートデスク

対象者に送付する医療機関受診勧奨通知書にフリーダイヤル番号を記載し、問い合わせに対応すること。

サポートデスクは、原則午前9時から午後5時までの間、対応すること。

サポートデスクは、対象者から質問を受けた場合には、簡易な対応が可能なように本事業に関する基礎知識を有する者が従事すること。また、より専門的な内容になったときに、対象者に対して不都合のないような体制が整えられていること。

#### 4 評価

受診勧奨通知書発送後、対象者からの電話等による問合せを含め評価を行う。

## 5 その他

- (1) 対象者からの苦情や意見等は適時甲へ報告すること。
- (2) 対象者に対して医療機関及び医師等の選択に影響するような発言は厳に慎むこと。
- (3) 対象者へ送付する案内や指導ツール等については、事前に甲の了解を得ること。
- (4) 実施の詳細については、あらかじめ甲と協議するとともに、業務の遂行に当たって疑義が生じた場合は必ず甲の指示を受けて実施すること。
- (5) その他留意事項については「標準的なプログラム」を遵守すること。

(別紙3)

「本事業の詳細」

	事業内容	予定数量
①	重症化予防指導対象者見込	30人
②	重症化予防受診勧奨対象者見込	180人
③	生活習慣病治療中断者受診勧奨見込	200人

「面談等の回数について」

			面談回数	電話回数
糖尿病性腎症 重症化予防指導	腎症病期	Ⅲ期	2	6
		Ⅳ期	2	10

応募に際して提出するもの

○見積書（指導内容別単価）

内訳は、CKDによる段階的指導内容別で、途中中断の場合でも容易に清算、支払いが可能となるもの。

○当事業に携わる看護職（保健師・看護師）の循環器系もしくは糖尿病系の臨床現場経験が3年以上と判断できるもの。

○専門職が当事業に必要とされる研修を受けていると判断できるもの（研修内容を含めて記載）。

研修内容（例）

- ・ 疾病管理に必要な患者教育の概要
- ・ 高血圧の治療
- ・ 糖尿病の基礎知識
- ・ 模擬患者への介入演習 等